

(4) 駐在所報償金の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容															
岸和田警察署	<p>駐在所勤務員の配偶者等が駐在所勤務員の行う業務に協力した日数に応じて支払われる駐在所報償金を誤った計算方法で計算していた。</p> <table border="1" data-bbox="519 525 1617 766"> <thead> <tr> <th>債権者</th> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>平成29年3月</td> <td>54,433円</td> <td>52,677円</td> <td>1,756円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>平成29年3月</td> <td>2,367円</td> <td>2,290円</td> <td>77円</td> </tr> </tbody> </table>	債権者	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	A	平成29年3月	54,433円	52,677円	1,756円	B	平成29年3月	2,367円	2,290円	77円	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、「駐在所報償金の算定方法等について」に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【駐在所報償金の算定方法等について】</p> <p>1～2 略</p> <p>3 人事異動等に伴う日割計算方法 人事異動等により、月の途中で駐在所勤務員が変わった場合は、前任者と後任者の配偶者等それぞれに対して、前記2に定める日割計算により算定した額を支給する。 なお、前記2と異なり、協力日数が1月のうち15日以上ある場合においても、日割計算により算定した額を支給する。</p>	<p>算定基礎日数を30日から31日に改め、過払支給額を算出し、戻入を行った。 今後、誤りの無いよう、適正な支出を行う。</p>
債権者	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額														
A	平成29年3月	54,433円	52,677円	1,756円														
B	平成29年3月	2,367円	2,290円	77円														

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年1月12日）